

物品レンタル から 返却までの流れ

①物品のレンタルをご希望の方は、最寄りの社協事務所にて「福祉機器等貸与申請書」に必要事項を記入し申請します。



②レンタル予定日に物品をお渡しいたします。

※お手数ですが、物品は社協まで取りに来ていただきます。
予めご了承ください。



③使用後に社協事務所まで物品を返却していただきます。

- レンタルの際に必要な「福祉機器等貸与申請書」は永平寺町社会福祉協議会および各事務所にございます。物品レンタルをご希望される方はお気軽に永平寺町社協までお問い合わせください。
- この他にも福祉車両の貸し出しやチャイルドシートリサイクル事業も行っております。是非ご活用ください。

■お問い合わせ先・・・

永平寺町社会福祉協議会 (0776) 64-3000

永平寺事務所 (0776) 63-3868

松岡事務所 (0776) 61-6003